

中小企業等事業復活支援補助金のご案内

(国補助金:事業復活支援金の上乗せ補助)

経済産業省、中小企業庁で実施している事業復活支援金の給付を受けた事業者に対して、上乗せ補助を行います。

1 対象となる事業者

次のいずれにも該当する事業者。

- ①国の事業復活支援金の給付を受けたもの。
- ②富谷市内で事業を営んでいること。
- ③交付申請及び交付決定時点において事業を継続していること。

2 支給額

給付通知書に記載されている給付金額の10分の1の金額(ただし1,000円未満の端数は切り捨て)

＜給付上限額＞ 国の事業復活支援金に申請した際の要件

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円以下	年間売上高 5億円超
▲50%以上	5万円	10万円	15万円	25万円
▲30%以上50%未満	3万円	6万円	9万円	15万円

3 受付期間

令和4年4月1日(金) から 令和4年8月31日(水) まで

4 申請手続き

下記の①～④の必要書類を申請窓口までご提出ください。

- ①富谷市中小企業等事業復活支援補助金
交付申請書兼請求書(様式第1号)
※様式はHPよりダウンロードください。
- ②事業復活支援金の給付通知書の写し
(給付金額、送付先住所がわかるページ)
- ③富谷市内で事業を営んでいることが確認できる書類
(営業許可書、チラシ、ホームページの写し、
確定申告書第1表の写し等)
- ④振込口座を確認できる通帳等の写し



5 申請方法

【郵送の場合】

申請書類を下記の宛先に郵送ください。その際、封書に「中小企業等事業復活支援補助金申請書類在中」と記入ください。

【持参の場合】

申請書類を市役所庁舎内に設置する専用ボックスに投函ください。



問い合わせ先 富谷市 経済産業部 産業観光課

〒981-3392 富谷市富谷坂松田30番地

電話:022-358-0524 FAX:022-358-2359 Email:sangyoukankou@tomiya-city.miyagi.jp

※国の事業復活支援金については、対象ホームページをご覧ください。登録確認機関である
くろかわ商工会富谷事務所(022-358-2205)にお問合せください。